

秋田市公衆浴場法施行条例および秋田市旅館業法施行条例並びに
秋田市公衆浴場法施行細則の一部改正（案）についての意見募集
の結果について

期間 令和元年12月16日から令和2年1月14日まで
提出者 1名
件数 2件

提出者	意見の要旨	市の考え・対応
1	<p>監視指導体制はどうなっているか。</p> <p>また、どのように指導するのか。具体的指摘事項がなされないと施設側も抽象的で困惑するのではないか。</p>	<p>秋田市では、公衆浴場法および旅館業法に基づき、立入・行政検査等を行っています。</p> <p>衛生措置の基準に対する施設の対応状況を確認し、対応に不足がある場合は、衛生措置の必要性について説明し、遵守するよう指導しています。</p> <p>今後も衛生措置基準が遵守されるよう、計画的に監視指導を行ってまいります。</p>
	<p>市民の健康保全のため現場と行政との一体的改革と指導の進行管理を強く求める。</p>	<p>参考意見として承ります。</p>